

# 『孤独の最期』とその支援を考える

## 《高齢者施設への入所から死後事務に関わった事例の考察》

○千葉 陽（社会福祉法人寿生会）岩手県社会福祉士会（48395）

### I. 研究目的

成年後見制度等を活用していない身寄りのない高齢者に対して、看取りから死後事務までを地域内のネットワークで支援した事例を振り返り、今後の事例対応の参考等にすることを目的とする。

### II. 研究方法

自らの関わったこと、関係者への聞き取り調査、残されている記録、資料等の情報を集約し、他に関連する調査研究、類似する取り組みを参考にしながら考察する。

### III. 倫理的配慮

事例に関するデータの管理は、十分な秘密保持の配慮を行った。また、事例の使用にあっては、公益社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドラインに基づき、事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわれない範囲において特定の事例として判別できないように大幅に修正もしくは改変し、個人が特定されないように配慮した。

### IV. 事例

Bさん、90歳代前半、男性。自宅が火災で全焼し、やけどを負った。入院先より生活支援ハウス、その後認知症グループホームに入所していたが、体調悪化とADLが著しく低下したため、介護老人福祉施設へ入所となる。その後、施設で永眠。

#### 【経過】

入所前は、本人が預貯金等を管理し、認知症グループホームで金銭管理の支援を行っていた。入所後、ADLの低下が著しく、何とか意思疎通は図れたものの、本人の預貯金等の管理は難しいと判断された。B氏は、未婚で兄弟もすでに他界し、一番近いとされたF氏は、B氏とは関わりはほとんどなかったが、身元引受人として同意いただいていた。契約等の説明および署名、同意の他、事務的な連絡等に対応いただけたが、その他の対応については協力できないと入所時の契約の際に言われていた。

その後、看取り状態となったことから、施設の生活相談員より、地域包括支援センターへ相談をし、死亡時の諸対応について打合せが行われた。打ち合わせの結果、死後のことについて、権利擁護の担当であるA社会福祉士を中心に対応することとなった。

死亡後、事前の打ち合わせに基づいて、生活相談員より地域包括支援センターA社会福祉士へ連絡。諸手続きは、A社会福祉士が対応し、金銭管理（現金や郵便物管理）については、施設側で対応することとなった。身元引受人であるF氏との連絡もA社会福祉士が窓口となった。

地元のE葬儀社の協力を得て、近くのC寺で永代供養となったが、実はD寺が菩提寺であったことが判明し、D寺住職よりお叱りをいただき、墓じまいをすることになった。

その後、一定の目途が立ったことから、身元引受人F氏へ財産を引き渡し終結した。

## V. 考察

今回の事例について、死後事務について振り返ると以下のとおりと考えられる。

- ・地域包括支援センターや施設、諸関係機関が比較的柔軟に対応できていた。
- ・本人に関する情報共有が、関係者間で十分に行われていなかったため、トラブルが生じ、結果的に対応が長引いてしまった。
- ・本人より、死後のことについて確認することをしないままにしてしまった。どうすべきかを考える機会は、認知症グループホームへの入所の場面など、いくつかあったと推察されるが、それを先へ伸ばしていた。
- ・身元引受人等に求められる役割について、F氏の認識は形式的に書類等に署名したのであったという。身元引受人がいなかった場合、施設としてどう対応するか、十分に検討をされていなかった。(いなかった場合は、いなくてもよいという対応の施設が多いと思う。)
- ・人を葬ることは、お寺をはじめ関係する者にとっては、重要かつ聖なる儀式と考える。そのため、何度も確認をすることが必要だった。

## VI. 結論

これまで『死』に対する準備を避けてきていたが、近年は、「ACP（アドバンスケアプランニング）」といった取り組みがされるようになってきた。しかし、まだ生活の中で、死というものを忌み嫌っている意識は根強いし、増して、身寄りのない方は、どう死を迎え、死後をどのようにするのかを、それを伝える機会は少ないように思う。

普段から支援者は、クライアントがより豊かに生きるために支援をしているが、このような場合、亡くなった後にどのように葬ってほしいのか事前に確認しておくことも必要ではないかと考えさせられた事例であった。

支援者側が、クライアントのちょっとした一言を聞き洩らさず、普段からこのようなことを聞き取る『アンテナ』を磨いておくことも必要であると思われる。

特にも高齢者の場合、『死』は生物として避けられない宿命である。その先を見据えた支援をするために、今を受け入れ、その声に耳を傾けていくことが、支援者には必要ではないかと思う。

## 参考文献：

- 社会福祉法人山口県社会福祉協議会 『福祉施設における身元保証・死後事務をめぐる課題解決に向けた調査研究事業 報告』  
([http://kenshakyo.sakura.ne.jp/user\\_data/pdf/mimotohosyou\\_sigojimu%20houkoku\\_syo.pdf](http://kenshakyo.sakura.ne.jp/user_data/pdf/mimotohosyou_sigojimu%20houkoku_syo.pdf))
- 消費者庁, 厚生労働省パンフレット 『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』  
([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_018/pdf/caution\\_018\\_180905\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/pdf/caution_018_180905_0001.pdf))